

令和8年7月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和8年7月22日（水） 開会 11時10分
閉会 11時28分

場 所 こもれびパーク

出席者 教 育 長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 新谷 なをみ（議事録署名委員）
教育委員 松浦 倫
教育委員 田中 淳子

事務局職員 教育部長 佐保 博士
教育部次長兼教育政策課長 森本 悦子
図書館共創交流局長 稲尾 隆
学校教育課長 田中 修
社会教育課長 津川 文隆
図書館共創交流局参事兼図書館長 西澤 和江
学校教育課参事 山田 慈子
学校教育課参事兼教育相談センター所長 藤原 良浩
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
教育政策課課長補佐兼教育政策係長 種村 由加
教育政策課 中原 勝也
佐藤 元昭

傍 聴 人 0名

議 事 日 程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について
【議第42号】
第3 令和9年度使用別府市立学校教科用図書の採択について
【議第43号】 ※非公開

そ の 他 (1) 別府市南立石2区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
(2) 別府市学校給食費相当額補助金交付要綱の制定について
(3) 8月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和8年7月の定例教育委員会を開会いたします。
本日は、山本委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により構成員の過半数が出席しているため、会議は成立していることを宣告いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は新谷委員をお願いいたします。
本日の議事のうち、議事日程第3、議第43号 令和9年度使用別府市立学校教科用図書の採択については、教科書採択の公正を確保する観点から、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案します。お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより、審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第3、議第43号についての審議を最後に行います。

◎ 別府市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第42号 別府市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 議案書1ページをお開きください。議第42号につきましては規定により議決を求めるものでございます。
2ページでございます。協議会自体の目的や組織等、また委員等の委嘱に関しまして先月の定例教育委員会にお諮りいたしましたが、本日は、その際に提案できなかった下から3番目の大分県教育庁文化課の桑村氏、事務局として追加させていただきたい上から2番目の別府大学名誉教授の段上氏、このお二人を追加提案させていただきたいと思います。これによりまして、本協議会は12人の委員で組織することになります。なお任期は、他の委員と同様、本日から令和10年6月30日までの期間を予定しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議

第 42 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 42 号は議決することに決定いたしました。

◎ その他（１）

寺岡教育長 次にその他（１）別府市南立石 2 区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明いたします。

社会教育課長 4 ページをお開きください。別府市南立石 2 区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を交付いたしました。教育委員会規則ではございませんので、報告とさせていただきます。
この規則の元であります別府市南立石 2 区集会所の設置及び管理に関する条例につきましては、令和 7 年別府市条例第 38 号 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、南立石 2 区が南立石公園町と名称変更があり、それに合わせ、集会所及び条例の名称も改正をしたところでございます。このため、施行規則についても名称等の改正を行うものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（２）

寺岡教育長 次にその他（２）別府市学校給食費相当額補助金交付要綱の制定について、事務局から説明いたします。

**教育部次長兼
教育政策課長** 議案書 5 ページをご覧ください。本年 4 月から公立小学校の学校給食費が無償化となりましたが、非喫食者への対応については、国の指針では自治体ごとの判断とされ検討課題となっております。5 月に大分県が要綱を制定いたしまして、国からの交付金を活用した支援が可能となったことを受けまして、本市におきましても、学校給食費の保護者負担の公平化を図るため、新たに制度設計を行い、非喫食者に対する補助金交付の取扱いについて必要なことを決めました。7 月 7 日付け要綱を制定いたしまして、同日施行しております。対象となりますのは、学校教育活動に参加していて、重度の食物アレルギーや宗教上の理由等のやむを得ない事情により、恒常的に弁当を持参している、つまり完全弁当の児童の保護者に対して交付します。学校長による確認を経た申請を受け付け、年度内に前期と後期の 2 回に分けて、学校給食費相当額であるひと月 5,200 円を上限に補助金

を交付します。令和8年度の補助金から適用しますので、4月分から補助対象として遡って交付することになります。説明は以上です。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 今、アレルギーや宗教上の理由でお弁当を持ってくる児童は何人いるのですか。

教育部次長兼教育政策課長 完全弁当が対象になるのですが、アレルギーによる完全弁当が2名、宗教上の理由による完全弁当が16名、市内で18名の児童が対象となります。

新谷委員 アレルギーの子どもに対しては、アレルギー対応の調理場がありますよね。

教育部次長兼教育政策課長 食物アレルギー対応給食調理場は、卵、乳、えび、かに、いか、ごま、この6品目を使用しない給食を調理して提供しています。その6品目のアレルギーを持っている子どもに対してはそこから提供できるのでお弁当は持ってきておりません。一方で、例えば鯖アレルギーがあるという子に関しては、鯖が献立に出るときだけ鯖を除去する、という対応をしています。一部の食材に対してアレルギーがあるため献立からその食材を抜く子どもは、完全弁当ではありませんのでこの補助金の対象ではないです。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（3）

【概要】 ※令和8年8月定例教育委員会の開催日程について、令和8年8月28日（金）17:30より開催することが決まった。

◎ 令和9年度使用別府市立学校教科用図書の採択について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となりますので、関係者以外の方は、申し訳ありませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。議事日程第3、議第43号 令和9年度使用別府市立学校教科用図書の採択について提案しますので、事務局から説明いたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和8年7月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。